

《正誤情報》

内閣府 政策統括官(共生・共助担当)付
参事官(共助社会づくり推進担当)

「特定非営利活動法人の認証数等（活動分野別）」において、下記のとおり訂正いたします。
なお、本ホームページ上で公表している資料につきましては、既に訂正した内容で掲載しています。

● 2026/06/30時点

1-1. 2026年03月31日現在の法人数

法人数 (訂正前)	法人数 (訂正後)
49,072	49,071

1-2. 法人の行う活動の分野（20分野別、複数回答）

号数	活動の種類	法人数 (訂正前)	法人数 (訂正後)
第1号	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	28,503	28,502
第2号	社会教育の推進を図る活動	25,021	25,020
第3号	まちづくりの推進を図る活動	22,754	22,753
第4号	観光の振興を図る活動	4,485	4,484
第5号	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	3,957	3,956
第6号	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	18,601	18,600
第7号	環境の保全を図る活動	13,099	13,098
第8号	災害救援活動	4,552	4,552
第9号	地域安全活動	6,486	6,486
第10号	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	9,312	9,312
第11号	国際協力の活動	8,975	8,974
第12号	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	4,899	4,899
第13号	子どもの健全育成を図る活動	24,792	24,791
第14号	情報化社会の発展を図る活動	4,987	4,987
第15号	科学技術の振興を図る活動	2,700	2,700
第16号	経済活動の活性化を図る活動	8,661	8,661
第17号	職業能力開発又は雇用機会拡充の支援活動	12,833	12,833
第18号	消費者の保護を図る活動	2,723	2,723
第19号	連絡、助言又は援助の活動	23,718	23,718
第20号	指定都市の条例で定める活動	376	376

1-3. 一つの法人が行う特定非営利活動の分野数

分野数	法人数 (訂正前)	法人数 (訂正後)
1個	4,672	4,672
2個	6,860	6,860
3個	8,209	8,209
4個	7,878	7,878
5個	6,448	6,448
6個	4,710	4,710
7個	3,282	3,282
8個	2,167	2,167
9個	1,384	1,383
10個	992	992
11個	664	664
12個	526	526
13個	307	307
14個	209	209
15個	153	153
16個	84	84
17個	232	232
18個	49	49
19個	201	201
20個	45	45